

# 第一回國會 厚生委員會 議錄 第十五号

昭和二十二年九月十八日(木曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 小野 孝君

田中 松月君 山崎 道子君

飯村 泉君 理事有田 二郎君

大龍電代司君 理事徳田 球一君

太田 典禮君 松谷天光君

武藤運十郎君 師岡 榮一君

園田 直君 小暮藤三郎君

河野 金昇君 野本 品吉君

寺崎 登君

出席國務大臣

厚生大臣 一松 定吉君

出席政府委員

厚生政務次官 金光 義邦君

委員外の出席者

厚生事務官 久下 勝次君

八月二十九日

南方からの引揚齒科醫に開業許可の請願(本田英作君紹介)(第二四五號)

國立療養所入院費患者負擔反對の請願(山崎道子君紹介)(第二五四號)

引揚者生存權保障並びに戰爭犠牲の公平なる負擔に關する請願(庄司彦男君紹介)(第二七四號)

柔道整復術取締規則の一部改正に關する請願(福田昌子君紹介)(第三〇六號)

傷痍者の保護に關する請願(竹田儀一君紹介)(第三二三號)

遊家族救済の請願(齋藤晃君紹介)(第三五九號)

國民健康保險組合に關する請願外一

件(小野孝君紹介)(第三六三號)

青年禁酒法制定反對の請願外三件

(細川八十八君紹介)(第三七一號)

青年禁酒法制定の請願(相馬助治君紹介)(第三八四號)

同(坂東幸太郎君紹介)(第三八五號)

青年禁酒法制定反對の請願(中野寅吉君紹介)(第四〇七號)

九月十三日

住宅營團經營住宅買上の請願(佐々木更三君紹介)(第四七五號)

元官公吏の恩給増額に關する請願(佐竹晴記君紹介)(第四八〇號)

結核療養防ワクチンB・O・G注射中止等の請願(稻村順三君紹介)(第四八二號)

恩給増額に關する請願(永井勝次郎君紹介)(第四八六號)

青年禁酒法制定反對の請願(木下榮君外一名紹介)(第五一〇號)

同(岡田勢一君外一名紹介)(第五一號)

同(堀金右衛門君外一名紹介)(第五一二號)

同(酒井俊雄君紹介)(第五一三號)

同(川野芳滿君外一名紹介)(第五一四號)

同(飯田義茂君外一名紹介)(第五一五號)

引揚者の保護に關する請願(庄司彦男君紹介)(第五一八號)

五大都市における結核療養所を市營に復元の請願(門司亮君紹介)(第五二二號)

傷痍者の保護に關する請願(竹田儀

一者紹介)(第五六〇號)

戦没者及びその遺族並びに傷痍者等の待遇に關する請願(愛田新吉君紹介)(第五七七號)

青森縣の引揚者に生業資金貸出増額の請願(工藤鐵男君紹介)(第五七八號)

愛知縣下の引揚者に生業資金貸出増額の請願(村瀬宜親君外一名紹介)(第五七九號)

の審査を本委員會に付託された。

八月三十日

生活保護費の全額國庫負擔に關する陳情書(愛知縣議會議長大見爲次)(第三三〇號)

鍼灸醫法制定に關する陳情書(日本鍼灸醫聯盟大阪支部大阪府鍼灸會會員大會)(第三三五號)

住居法制定に關する陳情書(仙臺市末無掃部丁伊藤忠治)(第一四七號)

國民健康保險事業擴充に關する陳情書(鳥取市國民健康保險組合理事長竹田平一)(第一四九號)

廣濟療養院の市營還元に關する陳情書(廣濟市會議長小澤二郎)(第一九〇號)

引揚者の住宅難緩和對策に關する陳情書(東京都杉並區馬場日本住宅建設和本部代表中村教市郎)(第一九三號)

引揚者更生對策の緊急措置に關する陳情書(富山縣海外引揚者協力會長寺崎治作)(第一九四號)

國民健康保險事業確立に關する陳情書(山梨縣國民健康保險制度刷新組合大會)(第一九六號)

社會保險行政一元化に關する陳情書(全國公共團體職員勞働組合連合會執行委員長占部秀男)(第一九七號)

引揚者更生援護策實施に關する陳情書(東京都引揚者團體連合會委員長阿部勇)(第二一七號)

九月十三日

日本醫藥團體解散に伴い結核療養施設市營還元に關する陳情書(京都市會議長富永吉次郎外四名)(第二二六號)

海外引揚者の住宅難緩和に關する陳情書(愛媛縣廳内愛媛海外引揚者更生會長山澤和郎)(第三三二號)

宇多野療養所市營還元に關する陳情書(京都市會議長富森吉次郎)(第三三五號)

生活協同組合法制定促進に關する陳情書外一件(東京都豐島區日本協同組合同盟會長賀川豐彦外一名)(第二四一號)

伊東市に都結核療養所設置反對の陳情書(靜岡縣伊東市結核療養所設置反對伊東中學校設立期成同盟會)(第二五九號)

消費組合法(生活協同組合法)制定促進の陳情書(兵庫縣三原郡阿萬町消費組合理事長土井一二外六百四十四名)(第二七六號)

恩給増額に關する陳情書外一件(新潟市西大畑町新潟縣恩給増額期成同盟會會長片山三男外一名)(第二八一號)

傷痍軍人の増加恩給増額に關する陳情書(栃木縣縣教育民生部社會課協

助會栃木縣支部長小平重吉外三十五名)(第二八六號)

國民健康保險組合振作促進並びに國庫補助に關する陳情書(栃木縣會議議長高際徳治)(第二八七號)

精神病院法の一部改正に關する陳情書(香川縣綾歌郡川津村木村與市郎)(第二八九號)

秋田縣水害に對する救済に關する陳情書外二百五十七件(秋田市秋田高等女學校濱田キヨ外二百五十七名)(第三一一號)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

醫療制度に關する委員派遣申請の件

住宅問題に關する國政調査承認要求及び小委員選定に關する件

兒童福祉法案(内閣提出)(第三三三號)

○小野委員長 これより會議を開きます。

先般本委員會で武藤運十郎君及び野本品吉君より質問のありました草津町の樂泉園の問題に關しまして政府より調査の結果について報告を求めたいと思ひます。一松厚生大臣。

○一松國務大臣 過般お約束を申しておきました草津における樂泉園患者の關係事件に關しまして厚生省といひましては、八月三十日本省から療養課長、整備課長のほか野村技官、玉村技官、高橋事務官の三名を實地調査に派遣をいたしました。しかして八月三十日に第一回の調査に着手いたしました。爾來患者側の諸君と各問題とを

に懇談會を開いたしまして、それが三回續いて懇談會をいたしたのでございまして、結局のところいろいろなきさつがありまして、このいきさつの詳細を申し上げることは少くはばかりますが、抽象的に申し上げますならば、共産黨の有志の方が数名の中にはいりましていろいろ指導をいたしたために、患者諸君と調査員との間に結局意見の一致を見ることができず、遂にも別れになりました。調査に参りました者は、結局お前方の調査には應じないということ調査否認をいたされましたために、やむを得ず引揚げて歸りました。それでそういうことではいけないから、さらによくそれら關係の共産黨の人々の了解を得て、再び詳細なる調査をせよということ、同じく本省から局長、課長などをただいま派遣して調査しておりますが、この會議までに間に合うようにと思っておりますところ、御承知の水害のために歸ることが今阻止されております。歸れないという状況にあります。

やる方が御審議の上に便宜でありますれば、今申しました程度のお互いの間に質問應答を重ねられておりますから、そのことをここで讀み上げて御了解を得ても結構であります。私の希望をいたしましては、あまり遠からぬうちに調査班が歸つてまいりまして、皆様の疑點とせられておることをその際詳細に報告せられた方が便利ではないかと思つております。できますればそういうことをお願いいたしたい。それがどうしてもいけないということでありまして、これをよく簡単であります。ひとつ讀み上げて報告することにとめていただきたいと思います。その點委員長の方でしかるべく御措置をお願いいたします。

○小野委員長 ただいま大臣の説明によりまして、調査はまだ中間的のもので、報告も中間報告の程度のものでございまして。この問題はいづれ調査が完了しました際に、本委員会としても大きく取上げて論議いたしてまいりたいと思つております。ただいまの厚生大臣の言ひ通り中間報告を出でないとすれば、今日この問題について深く論及することはかえつて能率も上らぬと思つたので、今日はあまり深入りしないようにしたいと思つております。従ひまして本件に關連して質疑の通告をされておられる方の發言は、できるだけ簡単に願ひたいと思つております。

○武藤(運)委員 ただいま厚生大臣から調査團を派遣したけれども、患者側との懇談が折合いがつかないで、まだ十分報告をする時期に達していないというふうな報告がありました。しかしながら私どもの方へ患者側から報告されておる事實を聴きますと、調査團は参つたには参りましたが、ただ向うの不正を働いたと指摘されておる職員は辯護または證據の湮滅に汲々としておつて、ほんとうに事實の真相を發見しようという仕事をしておらない。患者側から共同で公開の調査を要求したにもかかわらず、これを拒絶したというふうな、調査團が調査團として本来の仕事をしていない原因がある。調査がうまくいっていない原因がある。よく考えられるのです。私は後に申し上げますように、國會をいたしましては、獨目の立場において調査團を派遣せらるべきものであると考へるのであります。本日全部の御報告ができません。できる程度の中間報告を願ひまして、さらにまたこの前私が質問いたしましたときから、いくつかのレポートがまいつておりますので、それに基づいて新しい質問の要點を申し上げることもあるのでありますから、まず一應わかつておる程度のことを御報告を願ひたいと思つております。

○小野委員長 武藤君に申し上げますが、今の大臣のお話によりますと、行つた人と患者との問答を控えたものをただ讀み上げるというだけではちよつと意味のないように思ふので、ひとつこの次にまとめて御報告を願ひようようにしたいと思つております。

○松岡國務大臣 今御意見でありましたが、ごもつともだと私思ふのであります。ところが今申し上げますように、これを讀み上げますと調査不能になりました事情が一々わかるのですけれども、これではせつかく御質問に對する要點をはずれをわけでありますので、あまり遠からぬうちに調査團も歸つてまいりまして、詳細な報告もできまして、今お申出のありました證據湮滅でこちら側をかばうというふうな態度がもしあつたといふことは、それはゆゆしいことではあります。今二回目に派遣された者は、特にそういう點に重點をおいて参つておりますし、そういうことも詳細な報告によつて本省の方の誠意も認めが願へることであると思つております。でき得べくんば御一緒にお願ひした方がよくはないかと思ひますが、もしその質問應答の状況を讀むだけでも結構だといふことでありますれば、二十枚ばかりです。これを讀み上げてよろしいのですが、しかしそれよりもあまり遠くないうちに、事實の真相が明らかにになりますから、そう願ひした方が御審議の上にも御便宜であり、私の方の答えする上にも的確な答えができると思ひますから、できるならそう願ひしたいと思ひます。

○徳田委員 この問題につきまして今厚生大臣は共産黨が中に介在したもので、これが不調に終つたと言つたのであります。これはきわめて不適當の言葉だと思つております。共産黨が介在することはいか悪いかは別問題でありまして、介在をしたとしてもこれは不調に終るべき性質のものではない。共産黨は公の政黨でありまして、こういうことに關しましてはきわめて慎重に扱つておるはずである。また何も亂暴をしとか何とかいうことはわが黨の規定にもないし、またそういう精神でもないものである。特にこの癩病患者におきましては、ここにも十分報告をしておりますが、新聞に報ぜられたところ、また武藤運十郎君がこの前質問

せられたところによりまして、きわめて社會との接觸を阻害されておる状態にありますために、患者諸君が社會の狀態を知らず、またいろいろの交渉に對してきわめて悪い性質をもつておると思つております。こういうものに對しまして特に共産黨が協力して彼らの正しい要求を貫徹せしめる、また交渉においてもせひ公正にやらせるのが共産黨の趣旨でありまして、決して共産黨が介在したからといつて問題を紛糾させたり、あるいは曲げたり、不能に陥らしめたりするようなことはいかからいと思つております。従つてこれがかういふふうな不調に終り、信頼ができなからいといふので、歸せられたといふことについては、確かに不正な事實もあつたに違ひないと思つております。でありますから、これは非常に重大なことでありまして、官吏としてなすべからざることである。従つてまたこの榮泉園内部に不正事實のある要素がその點からもはつきりするだらうと思つております。従つてこれが不調に終つた當時の狀態、それからまた兩方における問答につきましても重大だと思つております。共産黨は單に黨の利益のみではなく、社會的問題として重大だと思つておるのであります。そういう意味においてひとつ詳細に報告せられんことを希望する次第であります。

○小野委員長 この際お語りいたしました。武藤運十郎君からは、この問題は本委員會の名において調査することが必要ではなからうかといふ議論もありません。ごもつともな御議論だと思つたので、この際本問題の調査のため

○小野委員長 この際お語りいたしました。武藤運十郎君からは、この問題は本委員會の名において調査することが必要ではなからうかといふ議論もありません。ごもつともな御議論だと思つたので、この際本問題の調査のため

○徳田委員 委員を派遣することには異議はありませんが、委員を派遣する前にこの問題をもう少し究明しなければならぬと思うのであります。委員が行きましても、調査に行った連中が不信賴で追ひ歸えされたということでは、これは非常に今後の調査に對して密接な關係をもつのであつて、また今

後この委員會から派遣された人々が調査するときにも大きな参考になるのであります。どういふ所が不信頼をもた

らした原因であるかということに對しまして、特に報告をしてもらい、また、われ／＼の受取つておる報告から當局に對している／＼質問したりすれば、調査する内容はさらに明確になるのでありますから、そういう點をひとつはつきりさせたいと思うのであります。でありますから、委員を派遣することゝを決定する前におきまして、厚生大臣からもつと詳細なる報告をせられんことを希望する次第であります。これを委員會に諮つていただきたいのであります。

○小野委員長 徳田君の御意見であります。私見を申し上げますれば、委員を派遣しますのには、なまじつかな報告を受けるよりは、かえつて白紙の立場で調査する方が眞相をつかめるのではないかしらと思われますので、厚生省よりの報告の時期と、委員派遣の時期とはからませないで結構ではないかと考えるのでございますが、いかがでございますか。——それではともかく本委員会より調査のため委員を派遣

することにしたしてお諮りいたしました。國政調査の問題はすでに承認を求めて承認いたされておりますので、委員派遣の承認申請だけ議長にいたしました。

思ひます。その派遣の目的は、東園の狀況實地調査のため、派遣委員の氏名は武藤運十郎君、飯村泉君、榎原亨君、野本品吉君、派遣の期間は九月二十日より二十四日までの五日間、派遣地名、群馬縣草津町、かようにして承認申請をいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○小野委員長 それではその通り決します。

◎徳田委員 この問題は共產黨が非常黨に關係してゐるのであつて、また共產黨が關係してゐることに關しては厚生省もこれと言つてゐる次第でありまして、今後これが調査においても共產黨の議員がどうしても行つた方がよろしい。そうすれば今後のこの報告してゐる経緯、また共產黨がどういうことをしたかということに對しても、申者の諸君がどういうことを考へてゐるかという事に對しましても、共產黨としては密接な關係をもつてゐるのでありますから、共產黨の委員を二人派

過ぎられることを希望する次第であります。

○小野委員長 御希望はわかりましたが、後はどまた理事と相談いたしました。て決定したいと思います。

○武藤(通)委員 それでは私は今さいわいに厚生省から醫務局長ほか調査團が行つておられるようでありますから、この前私の方が提出しました疑問のほかさらに詳細なその後の状況に基きまして質問の條項を申し上げて

おきます。そうして本日御参席かてきなければ後日でも結構でありますから、お聴き取りを願いたい。

まづ第一に一番問題なのは、いわゆる特別寮室と、ちろ所へ差控をしたので

あります。昭和十四年九月の樂泉園の開園以來九十二人の患者をここに監禁してゐる。その期間は最高五百三十三日ちようど一年半です。平均いたしました百二十一日、四箇月平均をこの特別療室に監禁しておる事實がある。癩患者の監禁をいたしましたは三十日と

月まで主務大臣の認可を得まして監禁  
することはできるけれども、二月以上

を監禁することはできないといふことになつておるのであります。しかるにかような長い期間癲患者を特別療室——名前は特別療室であります、實際におきましては後に申し上げるやうに、非常に恐るべき構造をもつておそろの重監獄であります。ここへ監禁しておきましたことはこれははなはだしい違法であり、かつ人權蹂躪ではないか、こういうことについて十分なお調べと御答辯を承りたいのであります。

を要し、一定の手續を経てこれを一件書類の上に明らかにすべきものであるを思います。しかるに右九十二件の書類の中に書類の完備しておるものは一件だけであつて、書類の不備のものが二十七件、まったく書類のないものが六十四件というような、實に亂きままりないやり方をしておるようあります。これは一種の暗黒裁判でないかと私は思う。ひとつこの點に

きまでも十分にお話を願いたい  
 思う。殊にこういう例も報ぜられてお  
 ります。簡単に申しますが、北牧ツキ  
 ノという者が監禁されました。これけ  
 山田道太郎の内縁の妻であつた。とこ

ろが山田が樂泉園において不穩の行動をしたというをもつてその妻も一緒に四十二日監禁しておいたという事實が報告されておる。さらに齊藤新助というのは子供の教育が悪いという事で親子共に入れてしまつたという事も報告されておる。その他主

うように、いわゆる連坐刑のようになつて行つてゐる事實がある。これによつても十分なる御調査を願つたといふ。

思ひます。さらにこの特別療室であ  
ますけれども、これは先ほど申し上げ  
ましたように、實に恐るべき構造を  
つておる。私はまだ現場を見ません  
れども、その構造というものは、ま  
收容しておる部屋というのは非常に  
きな錠前がかかつておる。厚さは五  
の扉である。四重に錠がおりておる  
いう状態であります。それから室内  
非常に濕氣がひどくて、九月でも黒  
びが生えているというような状態で  
ります。中は眞暗に近い暗やみであ

か晝だかわからないというような實である。窓は縦が四寸、横が二寸五というようなほど閉りも入らないというような實情であります。なお承知の通りこは非常に寒い所であまして、冬は零下十六、七度というに低下するのでありますけれどもほんとうの板の間であつて、しかも敷いてない状況で、薄い敷ふと一枚と掛ふと一枚であつて、濕氣

張つてこち／＼になるといふやうな  
實に恐ろしい所であるということが却  
告せられております。従つてその患  
の九十二人のうちで在監中に縊死な

し獄死した者が十四人、病氣、疾病、死亡した者が八人、計二十二人がこの九十二人のうち死んでいるという實情であります。しかもその大部分が冬期において死亡しているという事實があるのであります。こういう點につきしても十分御調査の上御報告を願います。

それから第四に、これは職員の不  
事實でありますけれども、古見園長  
が事務官、これらのものがこう

うような不正を働いたということが告せられている。第一に患者に施すきタバコを配給しないで、自分たち横領してしまつたということでありす。第二には約五十萬圓に達するところの別途會計というものをつくりまして、これを利用して圖の自動車を買まわしてやみをしておつたということが言われている。第三には倉庫からヤール物の布地を三十反持出しまして、これを十五本のガソリンとかけて、これを處分して、數十萬圓の不正利益を得たといふことも言われている。

るのであります。なお最後に倉庫から患者用の食糧を持出して、これを處したというようなことがあからさまに出されている。これも重大な問題でありますからして、十分に事實を御調査願いたいと思います。

以上のような事實が報告されておます。これは報告されている事實のうちのごく一部でありますけれども、それはたゞ／＼現われた数箇の現象で



なまして、私の考えるところによりま  
すれば、問題はさらに深いのであつ  
て、これは國家の顛覆策というものに  
根本的な缺陷があるのではないかと考  
えます。厚生省は右のごとき事實に對  
していかなる處置をとらうとするか。  
單に責任者の處分をするとか、あるい  
は今起つてゐる患者の當面の要求を満  
足せよとかいふようなことだけに止  
つてこの問題を解決しようとするなら  
ば、それはまことに彌縫策でありまし  
て、この難問の根本を解決するもの  
ではないと私は考える。御承知の通り  
難問は遺傳ではなくして傳染であるとい  
うことは學界の定説であります。ゆゑ  
にこれを隔離によつて豫防し、療養に  
よつて輕快ならしめ得ることもまた争  
えないことでもあります。歐洲におきま  
しても、類は一時非常に流行いたしま  
したけれども、適切な施設によりまし  
て急激にその數が減じております。た  
とえばノールウェーでは十七世紀から  
十九世紀まで非常に流行いたしまして  
三百人ぐらゐあつた。それが現在では  
七十人に減つてゐる事實がある。英獨  
のごときはほとんど二十人ぐらゐとい  
う話であります。殊に昭和五年におき  
ましてはドイツではわずかに五人にな  
りまして、患者は醫學上貴重な標本と  
なつて、大切に保護保存されてゐると  
いふような事實をわれ／＼は聞いてお  
るのであります。日本におきましては  
は、癩患者は公稱一萬五千といふこと  
を言われておりますけれども、實際は  
三萬ないし五萬あるといふことであ  
ります。この際從來の癩患者に對するや  
つかい者扱い、あるいは臭いものには  
ふたをしるというやうな陳腐一點ばり  
であつた政策を捨てまして、根本的な

對策を立てなければならぬと思いま  
すが、この點について厚生省はいかに  
お考えになつてゐるか。すなわち豫防  
のために隔離をする。隔離のための隔  
離ではないのであつて、豫防のため  
に隔離をすると同時に、治療に萬全を  
盡して患者に對して光と希望を與える  
という方針を立てなければ、再びかよ  
うな問題が起つてくるのではないかと  
私は考えるのであります。さらにこの  
癩療養所というものは全國にわたつて  
まだ十數箇所あるやうでありますけれ  
ども、たゞ／＼草津の樂景園において  
問題が起りましたが、大體各療養所に  
おいて同じやうなことが行われておる  
のではないと思ひます。職員の不正  
事件につきましても、他の療養所にも  
あるかと思はれる。こういう問題につ  
きましてはお調べの上に斷固たる處置  
をとつて肅清をされたいと思ふ。

次に癩患者の犯罪をどういふやうに  
扱うか。今は療養所内において犯罪が  
處置されておるといふことではありま  
すが、このために特別療養所というもの  
が必要となり、または問題も起るだろ  
うと思ふのであります。これを普通の裁  
判所の管轄とするか、あるいは癩療養所  
に地方裁判所というものを特設してこ  
の問題を解決するか。こういう點につ  
きましては十分なる考慮が拂われなけ  
ればならないと思ひますけれども、厚  
生大臣はこれに對していかに考へてお  
られるか。この點も十分大きな問題と  
して取上げてもらいたいと思ふのであ  
ります。

最後に患者の獻立表を私は要求した  
のであります。こゝへ患者の獻立表  
と稱する非常に詳細に書いたものが厚  
生省から私のところに参つておりま  
す。これを見ますと、たいへんな御馳  
走が並べられておるのであります。わ  
れわれもなか／＼食べられないやうな  
もの――牛乳、卵、肉、魚といふやうに、  
三度々々實に立派なものを食べさせて  
おるやうなことが書いてあります。し  
かし患者側から報告されておるところ  
によりますと、梅干と握飯ばかりくれ  
るのがせい／＼だといふやうに言われ  
ておるのであります。非常に大きな  
差があるのであります。こういうこと  
も十分に私の方でも調べたいと思ひま  
すが、もう一度調査を願ひまして、そ  
して間違ひのないところを御報告願  
ひたいと思ふのであります。大體以上の  
質問ないし希望を申し上げておしま  
す。

○一松國務大臣 ただいまの調査事項  
の御追加もつともと思ひます。それ  
らのことも、ただいま派遣いたしてお  
ります者に嚴重に調査するように命じ  
ます。皆さま方の派遣委員の方もそれ  
らの點について十分の御調査あらんこ  
とを、特に私からもお願いいたしてお  
きます。

それから今までの／＼御非難のあ  
りましたやうなことが、もし實際とす  
るならば、厚生大臣としてはさういふ措置  
に對してはどういふ考へをもつておる  
かといふやうな御趣旨の御質問であ  
りました。もちろん今御調査に相なるやう  
な事實が實在いたしておつたといひし  
ますれば、それはまことに重大な國家  
の不祥事でありまして、私は斷固と  
してこれの責任を問ふことはもちろ  
ん、將來再びさうなことの起らない  
やうに、もし法規の上で缺陷がありま  
すれば、それらの改正法を國會に提出  
して皆様の御審議を仰いで、再びさう

いふことの起らないやうに努力する、  
かような決心をもつておることを、こ  
の際明らかにいたしておきます。

また犯罪者である癩患者に對して裁  
判の取扱ひは、どういふことであるか  
という御意見であります。御承知の  
通り、癩患者の犯罪は多く癩療養所内  
において行われるものよりも、外部に  
おいて行われた犯罪が多いのでありま  
す。そういう犯罪のあつたときに、こ  
れを普通裁判所に送つて、そして公判  
を開いて判決を下して、あたりまえの  
刑務所に入れて、苦役に服せしむるこ  
とがいか、あるいは検事の方におい  
て起訴猶豫といふ處分によつてこれを  
癩療養所に入れて、改過遷善の實を  
あげさせ、一面には療戒の實をあげる  
といふことがよろしいかは、その事件を取  
扱ひます検事の考へに一任することが  
今日の便宜主義の刑事訴訟法では適當  
であると考えて、今では癩病患者が外  
部において犯罪を犯しましたやうなこ  
きには、裁判所に送らずして、これを  
癩療養所に入れて、外部に傳染するこ  
とを豫防すると同時に、それらの改過  
遷善の實をあげるやうに努めるといふ  
やうな方法によつておるのでございま  
すが、私はこれはどちらがよいのか。通  
常裁判所にまわして起訴して、普通の  
裁判によつて判決を言い渡して、そ  
うして普通の刑務所に入れて他の囚人と  
相俟してその刑期に服せしむるのがい  
いのか、あるいは今のやうな便宜主義  
がよいのかといふことは、これは研究  
の餘地がありましようが、私の考へで  
は、今のやうな便宜主義の方が癩を豫  
防する上においてよろしいのである。

ただ問題は癩療養所におけるさういふ  
のに對しての處遇の方法が、ただいま

御指摘に相なりましたやうな不都合な  
ことがあるといふことを是正すればそ  
の方がよろしいやうに考へるのであり  
ますから、この點につきましては、さ  
らに有力な御意見があれば承つて適當  
に處理いたしたいと考へております。

○有田委員 樂景園の問題に關連いた  
しまして厚生大臣に調査をお願いいた  
したいと思ひます。それはこの九月十三  
日の大阪新聞に接待婦等の花柳病患者  
の入院いたしましたる病院についてこ  
ういふやうな記事が出ております。「こ  
れでも病院か」といふ題で、「十一日  
警邏官、私を留置場に保護してくださ  
いと西成署に訴へ出た女があり、事情  
を聴取すると、この女は、府立大阪病  
院（舊難波病院）を脱走して來た本籍  
福岡縣宗像郡池の村住所不定深田フミ  
子（二六）假名で、その語るところに  
よれば同病院はモヒ患のやみの女によ  
つて軍隊生活以上の専制主義生活が行  
われ手きびしいリンチなどおそふ民主  
國の名にそぐわぬ恐ろしい事實が平然と  
行われていることが明らかになつた。

新入りやみの女患者、氣に食わぬと私  
刑、脱走患者が語る専制横暴の舊難波  
病院、深田は去る日阿倍野署のやみの  
女狩りで大阪病院に收容されたとい  
ふ、まず最初病室の部屋長と稱するや  
みの女が、いやがる彼女を入室の禮儀た  
と儀操にしたのを初め、室内の清掃に  
もこれら一部の古顔連中が帶や革パン  
ドをむち代りにして酷使し、少しでも望  
長の命令に逆らつたり、重病の苦痛で  
清掃を怠つた者には、食事や配給物一切  
を取上げて私にするといふ有様で、特  
に病院の演藝會など各部屋に出演者が  
割當てられたときなどは、古顔連中が  
新入りに出演を強要、もし應じない場

てあるが、警察は控えて、しつこく追いついて、根本的な  
生かすか、殺すか、と云ふことに至つておりました。

合は眞裸にして打つ、殿等のリンチを加へ、しかもこの古蘭連中がしばしば脱走をせよむために、一日中新入りを見張りに立たせ、脱走が失敗に終つたときなどは、病院と古蘭の両方から手きびしい制裁と注意を食うといふ不合理で、あまりの非民主主義に新入り連が病院関係者に抗議を申込むと、かえつて、これら室長の専制的行爲を認め、これがため新人りのやみの女は病のからだをもちながら脱走の跡を絶たない。この事實を裏書するごとく最近同院では脱走者の多い各部屋を金網と鐵條網で覆う一方、新たに一室に對して一人ない二人の監視者をつけているが、この奇怪な事件と、同病院に對する一般の風評もありよくない。以上のことが大阪新聞に掲載されておつたのであります。私はその翌日の十四日に大阪病院を視察に参つたのであります。しかるゝところ樂泉園と同じようにこの新憲法下にあつては、さながら生地の獄の感があるものであります。病院といふのは名ばかりで、鐵格子がはいつておる牢屋であります。しかも五月三日の新憲法後において舊憲法下とはとんと變つてない状態を私は見受けたのであります。そして住吉警察署から多數の警察官が晝夜詰めておつておるのであります。しかも室長問題につきまして、私が調査したたのであります。一つの部屋に現在七、八十名の女があらまして、それに室長といふものがあつて、どう考へてもこの新聞によるリンチ事件が起りうる可能性が十分に認められたのであります。さらにこの問題について院長に室長制度についていふ／＼意見を述べたのであります。その室長

制度は、ちよつと江戸時代の牢名主があるいは今日留置場における監房長と同じような制度でありまして、こゝに事實が病院内に行われておるといふことを考えますときに、おそろく全國でこゝにいつた病院において、かゝる事實が――舊憲法下のあるいは江戸時代の牢名主、あるいは監房長といふものと同じような状態が、依然新憲法下において繼續されておる。かゝる私は想像するものであります。この點厚生大臣に十分御調査を願ひたいと思ひます。さらに食糧の問題であります。これらの密淫賣の方々は警察から連れてこられまして、そしてこの鐵格子の中に入れられて療養させられるのであります。町籍をもたない方がほとんどでありまして、現在入院患者が三百名ほどおりますが、もつてゐるのはその一割にも充たない状態でありまして。特に密淫方面では私が調べました七十名の部屋で二名より町籍をもつていないといふような状態でありまして。しかもこれらに對して何ら國家としての食糧の配給をやつていない。留置場あるいは刑務所においては食糧の配給が行われておりますが、こゝにいつた方面に對しては何ら食糧の配給が行われておらない。しかも私が調査しました入院以來三個月いひ患者は、まつたく見るも哀れな状態でありまして。しかも醫長の話によりますと、養分をもつと續けたいのであるけれども、食糧がほとんどないから、置いておいたら死ぬかも知れないから、従つてまだ病氣をもつておるといふことを認めながらもこれを退院させておるというやうなことを醫長から私は承つたのであります。まつたく人道に許

すべからざる事實であると私は考へるのであります。この點につきましてはぜひとも厚生大臣の手を煩はして、農林省方面からかかる病院の實態に即して食糧の配給をやつていただきたいと思ひます。今日大阪におきましては大阪府の食糧部の方におきまして特別の配給をなしておるのであります。けれども、その配給によつてよりやく千カローリ程度のものをだしておるといふ報告であります。私の見た目ではどうして千カローリは行つていない、かゝるに私は考へておるのであります。さらにお願ひしたいことは、九月一日から九月七日までに、大阪病院の接待婦の希望者を検査いたしましたところ、受検者數百八十五名、そのうち淋病患者が四十名、軟性下疳が四名、著顯な梅毒が三名、潜在の梅毒が七十三名、その他一名、百八十五名のうち百一十一名すなわち六五・四という確病數であります。しかも私が病院で調査いたしましたところによりますと、密淫賣患者はほとんど百パーセント性病患者であるといふやうな報告を受けました。まつたく恐るべき事實であります。しかもこれらに對しても藥品が十分でないとかその他の希望を聞いてまいつたのであります。この點につきまして厚生省としていかなる方針において今日豫防計畫を立てておるか。

さらにもう一度もとへもどりまして厚生大臣にお願ひしたいことは、これらの病院がすぐ進駐軍の名前を使つて、進駐軍のM・Pが連れてきて、監禁命令を受けているからといふことで、名前を進駐軍に借りて人権蹂躪をやつてゐる。と言ふのは私の調査しました七十名の部屋では、進駐軍のM・Pから依頼されておる者はたつた二名にすぎない。あとの六十何名といふものは警察からひつぱられてきた人たちであります。さういふ者がどういふ法的根據をもつて鐵格子の中に監禁されるのであるか。その點についても十分御調査を賜りたいのであります。さらに重ねてお願ひしたいのは、今日國際日本としてこれからの日本は開けていくのであります。特に厚生大臣は觀光の日本にすべく御努力になつておられるのであります。が、日本の最も特徴とするところのものは外國では富士山と藝者ガールといふものが日本で最も代表的なものとされておつたのであります。おそろく外國人が日本に來たときには富士山と藝者ガールといふものをまず聞くでせうと思ふのであります。その藝者の中にも密淫をする者もあつたが、しかし藝をもつて立つと云ふとさうなところの者もあるものであります。この藝をもつて立つとする者、すなわち外國人が日本へ來て見たがるところの藝をもつて立つ藝者ガールが、接待婦あるいは密淫賣者と同じやうな状態において検査されておる。さうして熱海で私は聞いたのであります。この藝者が花柳病として診斷を下されたとき、他の病院で三箇所も四箇所も調べてもつて、さういふ事實がないからもう一度再検査をしてくれといふ要求をしましたところ、一度決定したらどうしても函南病院に行つてもらわなければならぬといふので、これを一蹴した例がたゞさんあるやうであります。藝をもつて立つとする藝者を密淫賣ある

いは接待婦と同様な方法において検査をすることに對しての可否について十分厚生省において御調査の結果、御報告を賜りたいと思ふのであります。○小野委員長 ただいま厚生大臣は水害状況報告のため參議院に出向されました。また歸つて参るやうであります。大臣の方から本委員會でも水害状況について報告のため發言を求められておつたのであります。が、樂泉園の問題で意外に時間を食つたために延び／＼になつたわけで、従つて大臣がこゝへお見えになつたら樂泉園の問題の御質問は、ごく簡単に願ひまして、水害状況の報告を求めたいと考へております。なおこの際ちよつと大臣も見えませんが、この時間を利用してお諮りしたいと思ひます。住宅問題は本委員會の所管事項になつておるのであります。この住宅問題はなか／＼重大な問題でもありますので、住宅問題に關する小委員會をこの際組織したらどうかといふやうに考へる次第でございます。つきましては住宅問題に關する國政調査の件に關し規則の定めるところにより、議長の承認を求めるところと、それから小委員會をつくるということをお諮りしたいと思ひます。が、御異議ございませんか。○「異議なし」と呼ぶ者あり。○小野委員長 なお委員の數、委員の指名等は前に例もございまして、私から指名いたしましたし、御異議ございませんか。○「異議なし」と呼ぶ者あり。○小野委員長 それでは異議ないものと認めて、指名いたします。田中 松月君 武蔵運十郎君 中原 健次君 國田 直君





が皆渡っていない。そんな不正なことが公然と行われておる。そういうことは一體どこに原因するものか、はたしてこういう不正があるとすれば、これは徹底的に處断するべきであると思ふのであります。

さらに最後にお尋ねもし、かつ調査も願わなければならぬのは、やみもろけのことです。武藤君の話では五十萬圓くらいだといふ話だつたかと思ひますが、事實においてはおそろくこれが千萬圓以上に上るだらうと言われている。ここにわかつていてがつちり握っているものだけでも六百萬圓はあると言われている。これは實に膨大な話である。これはみな患者に與へるべきものを不當に横流しして、そうして職員が腹を肥やしておる。その結果患者がこういうみじめな状態になつておるわけでありまして、そうするとこれはもう一大事でありまして、こういうふうな状態であるならば、療養所というものが職員の食ひものになつてい

る。職員が盗人するための根據地になつておる。そういうのではこれはいかへんである。政府の機關がどるほうの根據地だなどということはまったくどうも恐ろしい話である。これはやはり徹底的に調査しなければいかぬ。この調査こそこの追返された根本的原因ではないか。すなわち共産黨がここに入つたといふことが問題ではなくして、共産黨はそういうところにはきつめて鋭い感覺をもつておる。従つてこの問題がきつめて中心の問題になつたのではないか。こういうものが中心の問題になれば、そこで職員のみならず、これを監督している厚生省まで大きな責任を負わなければならぬ。だからも

うめんどやうだからこれをやはりすり消そうとすることになつたのではないか。それが不信の源のものになつてゐるのではないか。だから私は厚生大臣にみな報告しなさいと言つておる。共産黨は云々と言ふから、共産黨が何か脅喝でもしているかのごとくほめかす危険がある。ほめかしたというのではないけれども、ほめかす危険がある。何か共産黨の亂暴者が脅喝でもするかのごとく一般にふれまわつておるために共産黨が入つたために歸つたといふことになりまして、ややともすると世人はこういうふうにくつつけたが

る。だから私は全部報告しろと言つておるのである。全部報告してしまえば明らかになる。これは共産黨が悪いのではない。共産黨が悪いのではなくて、やはり世間の暗黒な、殊に官僚制の暗黒なことに關しては共産黨はきつめて鋭い感覺をもつておるから、その鋭い感覺からここに觸れておるのである。ここがまた一番要所であるのに、これを徹底的に摘發し、これに徹底的な鐵槌を與へない限り、すべてこういう不正な事實が現われるのである。またこういう地獄が發生するのである。こういうことに觸れれば結局職員が最も苦しむところであるから、不正分子だやあ何だとかんだとかいふ名義をつけて特別病室にぶちこみ、しかもこれが一箇年半という長いものをぶちこんで、平均しても四、五箇月という長いものをぶちこんで、そうしてこれを威嚇しておる。これを隠蔽しようとしておるのである。ここが根源である。これがこの問題の根源だと私は思う。そして今實際やみとインフレとの状態がきつめて醜態した状態で横

行しておるのである。この問題が起るのである。これは世間一般の常識からいつても、政治經濟上の諸問題からしても最も中心の問題であつて、これを置かない限り問題は解決しないのである。その點を私は深く追究すべきであると思ふのである。でありますから、この點につきましては忌憚なくひとつ調査してもらいたい。またこの點につきまして調査された中間報告においてもどういふふうな状態であるかといふことを御回答を願ひたいのであります。

○金光政務委員 ただいま患者の緯死、凍死がすこぶる多いという御指摘でございます。御説のようなことがありましては遺憾至極でありますから、嚴重に調査をいたします。

次に、生活保護法による保護がないということについては調べました上で適當の處置をとることにいたします。食糧、勞賃、半強制的労働といううりな點につきましても調査の上適切な處置をとるよういたします。

また園において不正事件があるという御指摘につきましても、事實をいたしますればよく言葉通り一大事でありましますので、事實の通りをきびしく調査の上、御報告をいたします。

○松谷委員 たま／＼樂泉園に端を發しましたこの問題は、決しこの樂泉園一個の問題ではないと考へます。本來ならば保護しなければならぬ立場にある弱國國民に對して、先ほどから各委員によつて説明をされておるよう

に、社會事業施設を大きくあるいは小さかれ食ひ物にしておる事實が明るみに出まされて、これに力を得ましているところと訴えられてきております。こ

ういふ問題をただ一つ／＼取上げて解決をしていく、これも私は最も重大な解決の方法であると思へます。言ひたくして言ひ國結の力をもち、その行爲をなすことのできなない立場にあり、各事業施設の中に泣いておる國民の實情を考へまして、できるならばこの委員會に社會事業施設のそうした不正を一掃し、本來の社會事業施設の目的に向つて正しく運営されていく方向へと進めていく一つの小委員會を施設していただくたい。調査、及びそうした問題が起つた場合に、これを専門的に解決していく方法をこの委員會においてつていただくたいといふことを委員長にお諮りしたきたいと思ひます。

なおいふ／＼と私の手もとにも來ております。そうした事實を、できる限り調査いたす一つの参考ともなりますために先ほど大臣が言われておりました質疑應答の内容を大臣の來られる時間を利用して伺ひせていただければ非常に幸であると思ひます。

○小野委員長 杉谷委員から申出られました社會事業に關する小委員會に關する小委員會問題でございますが、これはただいまあります五つの小委員會では確かに足りないと思ひます。御説もつともと思ひますので、これはいづれ後刻皆様と御相談の上きめたいと思ひます。さう御了承を願ひたいと思ひます。

なおいふ／＼の日程にもございますので、この際兒童福祉法案を議題といたしまして、政府より推案理由の説明を聴きたいと思ひます。

○河野委員 それは日程には上つてい

君から先ほどから調査したものを讀めと言われているのに、委員長はどうにか逃げよう／＼としてゐる傾向が見えるのであります。日程に上つておつても、問題が起れば次に延ばしてもかまわぬ。問題がみなの中に議論の中心となつてゐるのだから、せつ／＼と調べられたその質疑應答の内容をぜひこの際明らかにしておいていただくたい。

さうでないといふ何か委員長が厚生省と一緒にやつてこれを隠すやうに見えてしやうがないから、この際徳田君の發言だからといふでむりに押さえるやうなことをないやうに。そうして私もぜひ聴きたい。おそろくほかの人も聴きたかろうと思ひますから、説明を聴く前にぜひとも聴きたいと思ひます。

○小野委員長 御承知の通り、私は何も共産黨だからというて發言を封じた覚えもございませんし、ただ發言を求められているその順序をこれから考へてゐるだけのことでございます。ただその調査報告の問題は、實は私も内容も何も知らぬのですが、そういう中間的な問答をここで讀み上げてみても大して意味がないのではないかと、こう考へて求めもしなかつたのですが、しかし皆さんの方からその内容を讀むことを求められるとすれば、これは厚生大臣も先ほど來申しましたやうなことで、すから、求めたいと思ひます。

○徳田委員 その前にちよつと言いた

るのである。これは厚生省に要求書が来ているはずである。でありますから、この問答も経営協議會に非常に関係がある。また今後一切のものはやはり公開して、みなこの事實がよくわかるようにすることが大事だと思ひますから、そういう意味におきまして、ぜひとも公開してもらいたい。それから政務次官は、経営協議會に對してどういふふうに考えられますか、伺いたいのであります。

○金光政府委員 ただいま経営協議會といふお話があつたのでございすが、どういふ性格のものか實は私まだ承知していません。よく研究の上にあつて御返事をいたしたいと思ひます。それから先ほどがらしばし問題になつております質疑應答の内容でございすが、はなはだ不都合なことでございすが、私ただいまここで見たのが初めてでございまして、つかえながら讀むのもいかかと思ひますし、中を見ますとさほどのこともないようでありますから、重ねて押し返してはなはだ恐縮ではございますが、お許しを得ますればこれは省かせていただきますかと思ひます。いかがでありますか。

○小野委員長 皆さんにお語りいたしますが、讀んでいただいた方がいいますか。

「讀みなさい、讀みなさい」と呼ぶ者あり

○小野委員長 ではどうぞ。

○金光政府委員 それではお聴きにしたいと思います。讀んでみます。

「患者と會談の状況(八月三十日) 第一回午前十一時—午後一時。列席者、本省、療養課長、整備課長、野村技官、玉村技官、高橋事務官。患者側、

藤田武一委員長以下代表者數名、外に傍聴者約八百名。この外眞穂七、山本眞吾、朴昌熙。職員の一部。

議事進行につき患者より團長、庶務課長等關係者と合同討議要求ありたるも、一應患者提出書類(陳情書)により檢討し、患者側申立と當局側申立と食い違ひの場合は、關係者を呼び對決結論を得ることに意見一致し、議事を進めたるも、後に至り關係者の列席を必要とするに至り、團長、庶務課長、分館長、山口炊事主任を呼び出し列席せしむ。まず患者側要望に對する當局の回答を患者側より一通り説明あり、右に對し逐一左の討論あり、患者側の發言は藤田委員長以下代表數名。患者申立。生活扶助金について。自活能力なく、またインフレ、生活難、政府よりの補助もないのでぜひ支給を受けたら。官給食では榮養がとれない。ある程度自辨を要す。最低限度榮養補助費百圓。生活費補助五十圓。雜費(新聞雜誌等)五十圓。計二百圓。當局からその筋に申請の内容については明らかにしてもつてない。以前に他國ですでに實施しておるので、當局でも實施してもらいたい旨庶務課長に言つたことがあるが、患者側より希望のものはやれないと言われた。當局はまつたく誠意がない。「これに對し加藤課長より、「實施については何ら異議なく實現に努力しており、所長會議のとき各療養所において、縣に交渉するよう指示しておいた。縣から實情調査に来るはずである。他所においてはいづれも四十五圓程度の實情にあるが、諸君に對してはなるべく多く支給されるよう當局に話しておく。」次に患者側の申立であります。八縣だけ

で二百圓の支出に困難、厚生省として出先だけでやらせて實現できるか。これに對し加藤課長。「社會局に連絡する。四十五圓支給は他の例である。」次に患者の申立であります。二、價値の低い少額は意味をなさない。最低限二百圓必要だ(生活道具等一切自辨で家計加藤課長。「豫算計上に難點あり、國の財政現況より十分支給されない現況である。」次に眞穂共產黨委員長から、癩患者に對する支給金額には限度がなく、弾力性あるものと認む。當局は寒冷地で特殊地帯であり、他の暖かい地方と區別し、特別考慮するよう厚生省で盡力されたい。(木炭月一俵では不足)。」これに對し加藤課長、食費については議會に増額要求中である。薪炭費の高騰に伴う豫算増額も考慮して居る。」次に眞穂委員長、「本省より社會局及び縣當局に交渉されたい。」加藤課長、「社會局には本省より、縣には當局より極力交渉する。患者なるため國費より相當出費されて居り、(一部略)食費については二倍か三倍半になるものと思ふので、幾分明るくなるものと思ふ。」さらに川島課長、「國費から八割も出ることになつて居るので、厚生省として縣に直接交渉しても困難だ。社會局に交渉する。また縣に厚生省から頼むのは本筋でない。」これに對してどなたであるかわかりませんが、とにかく實現に極力努力すること。この席上で約束してもらいたい。」と述べ、加藤課長、「達成實現に極力努力することを約束。」ここで患者より當局關係者の呼出を要求。團長、課長、分館長、山口その他列席。次に患者側の申立だと思ひますが、物資の持出につ

いて、「國內衣料(木綿)三十巻を持出し、横須賀方面でガソリンと交換してゐる。これは庶務課長も山口も認めており、山口がその必要を課長に言い、課長はこれを承認したと聞いておる……」

○小野委員長 説明員の代讀を許します。

○久下説明員 お許しを得まして朗讀をいたします。

同じく患者側の申立、すなわち運轉手の黒岩といふ人から「調査團はこの確證を握つたか。また青物問屋が炊事場に炊事に来て、ズボンになるような厚い布地を俵で十一俵積み出した事實もあり、あとである職員があれはガソリンと交換したと言つたのを聞いた。これが運搬には患者二人がやつておる(患者並原これを證言し、他の松下も事實を證言す。等原どこからか厚い布片をもち出し來り、これと同じだと提示す。)」これに對しまして團長の山口が列席をいたしました。厚い布地については全然知らない、第一そのよう布地は持つておらない。(暗に前段のものと同じつちやに患者が考へて居るもののように言う)同じく庶務課長が、「(後段十一俵についてのものごとく)患者の綿帶代用として薄木綿を裁斷に出したことがある。また加藤課長が、「以前に鹽濱防協會斡旋により、本省から國に對し購入方通知したガゼ代用薄物を配給したことがあるが、これではないか。ここに患者側申立の原布地の存在について當局の聲明と一致せず紛糾し、當局は後段については明答を避

け、原布地の存在を否定するのみで、前段の事實のみに片づけんとする態度」さらに重ねて患者側から「前述の二日の事實は實際あつたのだ、問題は二口あるのだ。」こういう發言に對しまして山口は、「依然として否定し、後に運搬の二人の患者の精神異常で申立の信頼性ないことを口すべし、患者側總立ち、激昂はなはだし」これにつきまして眞穂共產黨委員長が、「帳簿を持つてきてここで徹底的に調べよう。金の出入にめんどろだから別途會計で整理したくらいで帳簿は信用にならない。二日の事實は實際運搬した本人もお間違ひない。(共產黨盛んに帳簿の提出を要求、患者中にも多數これに呼應し、遂に藤田委員長提出を要求す。)」これに對しまして加藤課長は、帳簿の提出を當局に命じて調査を後刻にまわすことにいたしましたようであります。

次に新聞配達料の問題に移ります。「新聞配達料」として新聞社から國に百八十三圓來ており、そのうち分館に三十圓渡つておるが、配達の小供に一人三圓ずつ計十二圓しか渡つていない。患者は三十圓來て居るのを知らないので、小供がかわいそうだといふので、(普通おとなは五圓である)購讀者が十錢ずつ負擔してきたが、事實は右の通りで、患者は負擔する必要がなかつたのだ。それで差額十八圓は本年三月末では三千圓くらいになつて居る。右の件は長谷川醫師から聞いて初めて知つた。こういう發言に對しまして分館長から「小供のことであり、とりあえず三圓だけやつておき、多になつたら御苦勞だから何か温かいものでも食べさせてやりたいと思つて、その時の用意



にとつておいたので、會計から要求により殘額三百圓は慰安會に入れた。」と書いてございます。さらに山中會計主任から、「殘額は慰安會に確かに繰入れてある。しかしこれは、分館長から入れてくれと言つたので入れただけだ。」という答辯でありました。さらに眞穂委員長から「本件についての厚生省の考え方いかん。」ということに對しまして、加藤課長から、「そのようにして患者から徴収しておつたのは穩當でない。」という答辯でありました。

さらに作業員につきまして、患者側から、「松葉嶺山の敷地地ならし作業を患者にさせ、嶺山より二百圓を當局が受取り百圓しか支拂わなかつた。また同嶺山の採掘作業に出た患者の勞賃一人一日三圓八十錢を受取り、患者には一圓しか支拂わなかつた。天引の殘金の行方が疑問だ。」これに對しまして分館長から、「殘金は八千圓あり、これは慰安會に繰入れた。」加藤課長から、「患者に斷りなしに天引したことはなほよくない。」次に、「高松宮御來園のときの御下賜金その他寄附金等は、一切慰安會に繰入れられてあるが、しかも慰安會會計帳簿は何ら公表されてないのは不當だ。」という患者側の發言に對しましては、應答がなかつたようであります。「ここで本日午後津市町における本紛争に關する演説會に患者代表四名参加のため一應議事を終了し、夜八時より引續き開催を約して解散したが、解散前に加藤課長より演説會のごとき公衆の集まる中に患者が参加することは好ましくなく、適當でない旨の厚生省としての注意を與えたが、患者側遂にこれに従わず、大會に代表四名参加す。解散に際

し共黨黨立ち本省側の態度を例の獨斷的言辭をもつて非難し、患者に對し大いに宣傳戦を行つた。」というところが書いてございます。第二回午後八時九時、引續き議事を續行、出席者午前と同様なるも共黨黨員七は缺席す。ここで患者側から生活保護法の適用につきまして、「生活保護法適用につき當局がいかに熱意がないかということにつき證據として明讀す」眞言は「生活保護法適用につき庶務課長に進言したが、患者から申出のないうちはやらなくともよいと言われた」これに對しても、加藤課長から、「それは事實のようには思へる。事實はよくわかつた。」という答辯をしております。

それから次は半強制労働について患者側の申立てでございます。「働かなければ種々の配給物がもらえず、生活に困難するので出ざるを得なかつた。また作業に出られるのは強健者のみで、従つて強健者のみ利益を得る不公平があつたので、交渉の上、出場者については和合會に一任してもらつたが、本年一月ごろまた前にもどつてしまつた。温泉水管敷として豫算一萬五千圓あるので作業員の支拂を要求したら、患者自身のためになる作業に金をくれとは何事だと言われた。少しでも賃金をもらえれば作業に出てもらいたいのだ。これらは明らかに半強制的に労働を強いられたものである。ここにおいて患者側は午前中の物資持出に關する帳簿提出問題を取上げ、慰安會會計帳簿の提出問題を強要す。」こう書いてございます。前段の半強制労働については、當局側は別段答辯がなかつたようであります。今の帳簿の閲覧につきまして川島課長から、「(帳簿の

詮議はいたづらに時間を空費し、調査項目山積の折柄影響大なるため次回に譲りたい旨提議したるも、患者側承知せず、遂に當方の誠意を疑うに至る)」さらに患者側から「調査團は事件の調査に來られたるや、もしくは調停に來られたるや。ただいままでの態度に見るに、何か當局をかばうかのごとき様子に見受けられるのは不届だ。」これに對しまして加藤課長から「もちろんわれわれは事實の調査に來たもので、調査事實により歸つて上司と協議の上善後處置をとりたい。調停できればしたいと思つたが、ただわれわれは豫定日数が少いにかかわらず、非常に多くのことを調査せねばならず、一事に長時間かかるのはまことに困る。この點了解してもらいたい。」この答辯をして

おります。このとき共黨黨山本新吾立ち、問題の討議をやめて、議員退場を患者側に言い、患者多数これに應じ、喧嘩はなほだしく遂に委員長は大勢に押され議員退場を當方にもちかけ、兩課長その他職員組合極力鎮撫討議の續行方を諭したが遂に應ぜず、解散を宜して、議員退場流會となる。」これだけでございます。

○小野委員長 それでは厚生大臣が見まましたから、この際兒童福祉法案を議題に供しまして、提案理由の説明を求めます。一松厚生大臣。

者で、兒童を現に監護する者をいふ。

第七條 この法律で、兒童福祉施設とは、助産施設、乳兒院、保育所、兒童厚生施設、養護施設、精神薄弱兒施設、療育施設及び教護院とする。

第二節 兒童福祉委員會

第八條 兒童及び妊産婦の福祉に關する事項を調査審議するため、中央兒童福祉委員會及び地方兒童福祉委員會を置く。

地方兒童福祉委員會は、都道府縣ごとに、これを置く。

中央兒童福祉委員會は、厚生大臣の諮問に答へ、又は關係各大臣に意見を具申することが出来る。

地方兒童福祉委員會は、都道府縣知事の諮問に答へ、又は關係行政廳に意見を具申することが出来る。

兒童福祉委員會は、特に必要があるとき、關係行政廳に對し、所屬職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第九條 中央兒童福祉委員會は、委員四十五人以内で、地方兒童福祉委員會は、委員二十人以内でこれを組織する。

兒童福祉委員會において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

中央兒童福祉委員會又は地方兒童福祉委員會の委員及び臨時委員は、關係行政廳の官吏又は吏員、兒童の保護、保險その他福祉に關する

事業に従事する者及び學識経験のある者の中から、厚生大臣又は都道府縣知事が、夫々これを命ずる。兒童福祉委員會に、委員の互選による委員長一人を置く。

第十條 この法律で定めるものの外、委員の任期及び委員長職務その他兒童福祉委員會の運営に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節 兒童委員

第十一條 都道府縣に、兒童委員を置く。

兒童委員は、兒童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に關する事項について、相談に應じ必要な注意を與える等これらの者の福祉増進に努める。

兒童委員は、都道府縣知事の定める適當區域により、前項の職務を行う。

兒童委員は、事務吏員又は技術吏員を以て、これに充てる。

第十二條 前條第四項に規定する場合を除く外、民生委員令による民生委員は、兒童委員に充てられ得るものとする。

前項の兒童委員は、都道府縣知事の指揮監督を受ける。

第十三條 市町村長（特別區の區長を含む。以下同じ。）は、第十一條第二項に規定する事項に關して、兒童委員に意見を述べることが出来る。

第十四條 この法律で定めるものの外、兒童委員の任用級級その他兒童委員に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四節 兒童相談所

第十五條 都道府縣は、兒童相談所を設置しなければならない。

兒童相談所は、兒童の福祉増進について相談に應じ、必要があるときは、兒童の資質の鑑別を行うことを目的とする。

第十六條 兒童相談所には、所長及び所員を置く。

所長及び所員は、事務吏員又は技術吏員を以て、これに充てる。

所長は、都道府縣知事の監督を受け、所務を掌理する。

所員は、所長の監督を受け、前條に規定する相談又は鑑別を掌る。

兒童相談所には、第一項に規定するものの外、必要な職員を置くことが出来る。

第十七條 兒童相談所には、必要に應じ、兒童を一時保護する施設を設けなければならない。

第十八條 この法律で定めるものの外、兒童相談所の管轄區域その他兒童相談所に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二章 福祉の措置及び保障

第十九條 都道府縣知事は、妊産婦又は乳兒若しくは幼児の保護者に對して、保健所又は醫師、助産婦若しくは保健婦につき、妊娠、出産又は育児に關し、保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

妊産婦及び乳兒又は幼児の保護者は、保健所又は醫師、助産婦若しくは保健婦につき、妊娠、出産又は育児に關し、保健指導を受けなければならない。

都道府縣知事は、乳兒又は幼児に對して、健康診査を施行することが出来る。

都道府縣知事は、經濟的理由により、保健指導を受ける費用を負担することとできない妊産婦又は乳兒若しくは幼児の保護者に對しては、命令の定めるところにより、その費用を代わつて負擔する措置をとらなければならない。

第二十條 妊娠した者は、速やかに、命令の定めるところにより、市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

第二十一條 都道府縣知事は、命令の定めるところにより、前條の規定により、妊娠の届出をした者に對して、母子手帳を交付しなければならない。

妊産婦が、保健所又は醫師、助産婦若しくは保健婦につき、保健指導を受けたときは、その都度母子手帳に保健指導上必要な事項の記載を受けなければならない。乳兒又は幼児の保護者が、保健所又は醫師若しくは保健婦につき、乳兒又は幼児の保健指導を受けたときも、また同様である。

この法律で定めるものの外、母子手帳に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十二條 市町村長は、保健上必要があるにもかかわらず經濟的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させて、助産を受けさせなくてはならない。但し、附近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第二十三條 市町村長は、保護者の勞働その他命令で定める事由により、その監護すべき乳兒又は幼児の保育に缺けるところがあると認めるときは、その乳兒又は幼児を保育所に入所させて保育しなければならない。但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由のあるときは、この限りでない。

第二十四條 保護者のない兒童又は保護者に監護させることが不適當であると認める兒童を發見した者は、これを兒童相談所又はその職員に通告しなければならない。但し、少年審判所の保護處分をなすべき兒童については、この限りでない。

第二十五條 兒童相談所は、前條の規定による通告を受けた兒童について、命令の定めるところにより、左の各號の措置をとることが出来る。相談に應じた兒童について、必要があると認めたとときも、また同様である。

一 第二十六條の措置を要すると認める者は、これを都道府縣知事に報告すること。

二 兒童又は保護者を兒童委員に指導させること。

前項第一號の規定による報告書には、兒童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態その他兒童の福祉増進に關し、参考となる事項を記載しなければならない。

第二十六條 都道府縣知事は、前條第一項第一號の規定による報告のあつた兒童につき、命令の定めるところにより、左の各號の一の措置をとらなければならない。

一 兒童又はその保護者に訓戒を

加え、又は誓約書を提出させること。

二 兒童又はその保護者を兒童委員に指導させること。

三 兒童を里親（保護者のない兒童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる兒童を養育することを希望する者であつて、都道府縣知事が、適當と認める者をいう。以下同じ。）に委託し、又は乳兒院、養護施設、精神薄弱兒施設、療育施設若しくは救護院に入所させること。

前項第三號の措置は、兒童に親権者があるときは、その親権者の意に反して、これをとることが出来ない。

第二十七條 都道府縣知事は、保護者がその兒童を虐待し、又は著しくその監護を怠り、よつて刑法法令に觸れ、又は觸れる虞のある場合において、命令の定めるところにより、保護者に對し、前條第一項第一號若しくは第二號の措置をとり、又は同條第二項の規定にかかわらず、同條第一項第三號の措置をとることが出来る。

前項の規定により、前條第一項第三號の措置をとる場合において、保護者が親権者でないときは、その兒童を親権者に引き渡さなければならない。但し、親権者に引き渡すことができないとき、又は都道府縣知事において親権者に引き渡すことが兒童の福祉のため不適當であると認めるときは、この限りでない。

第二十八條 都道府縣知事は、前條

の規定による措置をとるため、必要があるとき認めるときは、當該吏員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する書類を携帯せねばならない。

第二十九條 都道府県知事は、里親に、その委託した児童について、必要な報告をさせることができる。

第三十條 第二十六條第一項第三號の規定により、精神薄弱児童施設、療育施設又は教護院に入所した児童について、厚生大臣又は都道府県知事が必要があると認めるときは、満二十歳に達するまで、その者をこれらの児童福祉施設に在所させることができる。

第三十一條 都道府県知事は、第二十六條第一項の措置をとる権限の全部又は一部を児童相談所長に委任することができる。

第三十二條 児童相談所長は、必要があるとき認めるときは、第二十五條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適當な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

都道府県知事は、必要があるとき認めるときは、第二十六條第一項の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせ、又は適當な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。

この法律で定めるものの外、一時保護に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十三條 何人も、左の各號に掲げる行為をしてはならない。  
一 不具奇形の児童を公衆の觀覽に供する行為

二 児童にこじきさせ、又は児童を利用してこじきをする行為  
三 公衆の娛樂を目的として、満十五歳に満たない児童にかゝるわざ又は曲馬をさせる行為

四 満十五歳に満たない児童に戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所であつて、遊藝その他の演技を業務としてさせる行為  
五 満十五歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為

六 児童に淫行をさせる行為  
七 前各號に掲げる行為をする虞のある者その他児童に對し、刑罰法令に觸れる行為をなす虞のある者に情を知つて、児童を引き渡す行為及び當該引渡し行為のなされる虞があるの情を知つて、他人に児童を引き渡す行為

第三章 児童福祉施設  
第三十四條 國及び都道府県は、命令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。

市町村（特別區を含む。以下同じ。）その他の者は、命令の定めるところにより、行政廳の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

都道府県知事は、地方児童福祉委員會の意見を聞き、市町村に對し、児童福祉施設の設置を命ずることができる。

児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。

第三十五條 助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、經濟的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設とする。

第三十六條 乳兒院は、乳兒を入院させて、これを養育することを目的とする施設とする。

第三十七條 保育所は、日保護者の委託を受けて、その乳兒又は幼兒を保育することを目的とする施設とする。

第三十八條 児童厚生施設は、児童遊園、児童等館児童に健全な遊びを興えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第三十九條 養護施設は、乳兒を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護することを目的とする施設とする。

第四十條 精神薄弱児童施設は、精神薄弱の児童を入所させて、これを保護するとともに、獨立自治に必要な知識技能を與えることを目的とする施設とする。

第四十一條 療育施設は、身體の脆弱な児童に適正な環境を與えて、その健康増進を圖ることを目的とする施設又は身體の機能の不自由な児童を治療するとともに、獨立自治に必要な知識技能を與えることを目的とする施設とする。

第四十二條 教護院は、不良行為をなし、又はなす虞のある児童を入院させて、これを教護することを目的とする施設とする。

第四十三條 厚生大臣は、中央児童福祉委員會の意見を聞き、児童福祉施設の設備及び運営について、最低基準を定めなければならない。

第四十四條 行政廳は、前條の最低基準を維持するため、児童福祉施設の長に對して、必要な報告をさせ、當該官吏又は吏員に、實地につき監督させることができる。

行政廳は、児童福祉施設の設備又は運営が、前條の最低基準に達しないときは、その改善を命じ、又は児童福祉委員會の意見を聞き、その事業の停止を命ずることができる。

第四十五條 児童福祉施設の長は、必要があるとき認めるときは、入所した児童に對して、親權を行うことができる。但し親權のある者の財産の管理については、この限りでない。

第四十六條 養護施設、精神薄弱児童施設及び療育施設に入所中の児童のうち、學校教育法第二十二條又は第三十九條の規定により就學させられるべき者に對する教育については、學校教育法の定めるところによる。

教護院の長は、在院中、學校教育法の規定による小學校又は中學に準ずる教科を修めた者に對し、小學校又は中學校の課程を修了したものと認定しなければならない。

前項の教科に關する事項については、學校教育法第二十條又は第三十八條の監督廳の承認を受けなければならない。

前項の規定により、承認を受けた教護院の教科に關する事項については、文部大臣（國の設置する教護院以外の教護院については、學校教育法の規定による都道府県監督廳）が、これを監督する。

第二項の規定による認定を受けた者は、學校教育法の規定による小學校又は中學校の課程を修了した者とみなす。

第四十七條 この法律で定めるものの外、児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章 費用  
第四十八條 左の各號に掲げる費用は、都道府県の負擔とする。

一 地方児童福祉委員會に要する費用  
二 児童委員に要する費用  
三 児童相談所に要する費用（設備に要する費用を除く。）

四 第十九條第四項の措置に要する費用  
五 母子手帳に要する費用  
六 都道府県に設置する助産施設又は保育所に入所させた者につき、その入所後に要する費用

七 第二十六條の措置に要する費用（國の設置する乳兒院、養護施設、精神薄弱児童施設、療育施設



又は教護院に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

八 一時保護に要する費用

九 児童相談所の設備並びに都道府県の設置する児童福祉施設の設備及び職員養成施設に要する費用

第四十九條 左の各號に掲げる費用は、市町村の負擔とする。

一 第二十二條及び第二十三條に規定する措置に要する費用（國及び都道府県の設置する児童福祉施設又は保育所に入所させた者につき、その入所後に要する費用を除く。）

二 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

第五十條 國庫は、第四十八條第一號、第二號、第五號及び第九號並びに前條第二號の費用に對しては、政令の定めるところにより、その二分の一（第四十八條第九號及び前條第二號の費用中、保育所及び療育施設の設備については、二分の一乃至三分の一）を補助する。但し、第四十八條第九號及び前條第二號の費用中、本人及びその扶養義務者において入院のための費用を負担することができない乳児を入院させてこれを養育することを目的とする乳児院以外の乳児院及び児童厚生施設の設備に關するものについては、この限りでない。

第五十一條 國庫は、前條に規定するものの外、第四十八條及び第四十九條に規定する地方公共團體の

負擔する費用に對しては、政令の定めるところにより、その十分の八を補助する。

第五十二條 都道府県は、第四十九條第二號の費用に對して、政令の定めるところにより、その四分の一（保育所及び療育施設の設備については、三分の一乃至四分の一）を補助しなければならない。但し、本人及びその扶養義務者において、入院のための費用を負担することができない乳児を入院させてこれを養育することを目的とする乳児院以外の乳児院及び児童厚生施設の設備に關するものについては、この限りでない。

第五十三條 都道府県は、第四十九條第一號の費用に對しては、政令の定めるところにより、その十分の一を補助しなければならない。

第五十四條 厚生大臣、都道府県知事又は市町村長は、左の各號の一の費用を、期限を指定して本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、市町村長において、児童委員の意見を聞き、本人及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

一 第二十二條、第二十三條又は第二十六條第一項第三號に規定する措置に要する費用

二 一時保護に要する費用

者の居住地又は財産所在地の都道府県知事又は市町村長に囑託することができ。

第一項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅滞納處分の例により處分することができ。

第五十五條 都道府県、市町村その他の公共團體は、左の各號に掲げる建物及び土地に對しては、租税その他の公課を課することができない。但し、有料で使用させるものについては、この限りでない。

一 主として児童福祉施設のために使う建物

二 前號に掲げる建物の敷地その他主として児童福祉施設のために使う土地

第五十六條 第三十四條第二項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基いて發する命令又はこれらに基いてなす處分に違反したときは、行政廳は、同項の認可を取り消すことができる。

児童福祉施設であつて、この法律による認可を受けないもの又は前項の規定により認可を取り消されたものについては、行政廳は、児童福祉委員會の意見を聞き、その事業の停止を命ずることができる。

第五十七條 この法律又はこの法律に基いて發する命令の規定により、厚生大臣、都道府県知事若しくは市町村長又は児童相談所長のなす處分に不服のある者は、行政

廳に訴願することができる。

第五十八條 第三十三條第六號の規定に違反した者は、これを十年以下の懲役又は二千萬圓以上三千萬圓以下の罰金に處する。

第三十三條第一號から第五號までは、又は第七號の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、前二項の規定による處罰を免がれることができない。但し、過失のないときは、この限りでない。

第五十九條 児童相談所において、児童の資質の鑑別に従事した者が、正當の理由なく、その職務上取り扱つたことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、これを六箇月以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處する。

第六十條 正當の理由なく、第二十八條の規定による當該吏員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に對して答辭をせず、若しくは虚偽の答辭をし、又は児童に答辭をさせず、若しくは虚偽の答辭をさせた者は、これを五箇月以下の罰金に處する。

附則

第六十一條 この法律施行の期日は、各規定につき、政令でこれを定める。

第六十二條 児童虐待防止法及び少年教護法は、これを廢止する。但し、これらの法律廢止前に、なした行為に關する罰則の適用については、これらの法律は、なおその效力を有する。

第六十三條 児童虐待防止法第二條の規定により、都道府県知事のなした處分は、これをこの法律中の各相當規定による措置とみなす。

第六十四條 この法律施行の際、現に存する少年教護法の規定による少年教護院及び職員養成所は、これをこの法律の規定により設置した教護院及び職員養成施設とみなし、少年教護院に在院中の者は、これを第二十六條第一項第三號の規定により、教護院に入院せられた者とみなす。

第六十五條 少年教護法第二十四條第一項但書の規定により、その教科につき、文部大臣の承認を受けた少年教護院であつて、この法律施行の際、現に存するものは、第四十六條第三項の規定により、教科に關する事項につき、學校教育法第二十條又は第三十八條の監督廳の承認を受けたものとみなす。

第六十六條 この法律施行の際、現に存する生活保護法の規定による保護施設中の児童保護施設は、これをこの法律の規定により設置した児童福祉施設とみなす。

第六十七條 この法律施行の際、現に存する児童福祉施設であつて、第六十四條及び前條の規定に該當しないものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を得て、この法律による児童福祉施設として存続することができる。

第六十八條 東京都の特別區のある區域においては、當分の間、第二十二條、第二十三條及び第五十四條第一項中「特別區の區長」とあるのは、「東京都知事」、第四十九條

及び第五十四條第二項中「特別區」とあるのは、第四十九條第一號の規定に係るものについては「東京都」と読み替へるものとする。

第六十九條 満十四歳以上の児童で、学校教育法第九十六條の規定により、義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、第三十三條第三號から第五號までの規定は、これを適用しない。

○一松國務大臣 ただいま議題となりました。児童福祉法案について提案の理由を説明いたします。

わが國現下の情勢を見ますに、戦時中より戦後にかけての社會的混亂は、罪なき児童を重傷し、戦災孤兒、引揚孤兒、浮浪兒等が多数發生増加し、また一般青少年が悪い環境の中で著しく不良化しつつありますことはまことに憂慮すべき問題と申さなければなりません。また乳幼児及び妊産婦の保健状態は、戦後の物資難等に影響され、きわめて不良にして、乳幼児の死亡率のごときは他國に比し著しく高率で、わが國の一大恥辱であるばかりでなく、國民保健の將來を脅かすゆゆしき問題と存じます。従いましてかかる不幸な児童の保護を徹底するとともに、その未然防止をはかることは、焦眉の急務と申さなければなりません。

政府といたしましては、この實情に對處して、でき得る限りの方策を講じてまいつたのでありますが、現在児童保護に關する法律は、わずかに少年教護法及び児童虐待防止法があるのみで、現行法律によつては保護に漏れる児童も少なくないので、この際児童全般

の福祉を増進しようとする総合的法律が必要であり、また日本が將來民主的な文化國家として力強い歩みをするためには、児童福祉の問題を大きく取上げる必要を痛感いたしましたので、今回この法案を提案するに至つた次第であります。

この法案の内容を大體申し上げますと、まず第一に、法案の冒頭に児童を心身ともに健やかに育成するために、國民畢つて協力しなければならぬという道義的な規定を設けまして、さらに國及び地方公共團體は、児童の保護者とともに児童育成の責任を負ふという児童福祉の原理を宣明いたしましたのでございます。

第二は、児童保護の機關を整備せんとする點でありまして、児童福祉委員會を設けて児童問題全般の強力な推進力とし、また有給あるいは名譽職の多數の児童委員の活動によりまして、個々の児童問題を具體的に解決し、また児童相談所を設けて児童につき科學的な措置や相談指導を行わんとするものであります。

第三は、妊産婦及び乳幼児に關し保健指導、妊娠の届出、母子手帳の制度を整備強化したのでございます。

第四は、現在の児童福祉施設に關し、各種特殊児童の收容施設はもちろん、一般児童に對する保育所、児童厚生施設等の内容の充實をはかることも、その最低基準を定めまして、設備及び運営の向上を期しようとするものでございます。

何とぞ御審議の上速やかに可決せられんことをお願いいたします。

○小野委員長 徳田君に申し上げますが、時間も時間でございますから、こ

く簡單にお願いいたします。

○徳田委員 簡單に、報告書を読んだ結果によりますと、何も共產黨が介在したから不信感になつたのではなくして、明らかにこれは不正事件を働かれたために、これを明らかにし得るような態度をとらなかつたために、患者が不服を申し立てて、そうしてその結果が流會になつたのであります。それをいかにも共產黨が關係したから流會になつたかのごとく大臣が發言せられておることに對しては、私はきわめて不快に思ふものであります。ややともすると、共產黨が介在すれば何でも混亂するかのごとく言うのであるけれども、事實この事件に關しまして、共產黨が介在したから特別何もどうしたというのではない。結局悪いことがあつたから、これが原因になつてそういうふうになつたのである。悪いことがあれば必ず共產黨は最もこれを追究すべきである。悪いことをしたのに對して、これをかばつて妥協するようなことがあればこそ、そのために國政を紊亂させたのである。そういう點につきまして私は大臣の先ほどの發言に對しては、きわめて私は不當と考へる次第であります。大臣の答辯を要求する次第であります。

○一松國務大臣 それは見解の相違、あなたの考へで、共產黨の人が關係したから混亂に陥つたのではないというところの御見解は、これはあなたの御意見。私の方の調査員はさうに感じた。その感じたことが調査報告書の中に記載せられておる。それをその通り私に報告したのである。悪いことがあるときに共產黨の人がそれを爬羅剔抉する

ために、弱者に向つて御援助なさるというところは正しい。あなたのお考への通り、その通りでよろしい。しかしながらそれは時と場所と方法がある。私は考へる。あなたのごとく議會の壇上に立つて正々堂々と國政の非違を糾斷するということは正しいやり方である。しかしながら調査團が調査に行つておるときに、わざ／＼そこに出かけていつて、そうしていろ／＼な指導をするということも私はあえて反對はいたしません。しかしながらもうこの程度で諸君は退散したらどうだろうというところになつたがために、患者が一同止めるのにもかかわらず退散したというところのために、調査が不能に終つたということとは事實なんである。そういうことを共產黨員がしたのはいかにも悪いかというところはこれは別です。そういう状況であつたがために調査が不能に終つた。それではいかぬのであつて、皆様に十分な御報告ができないから、さらに適當な者を派遣して、今調査しつつある、かように申し上げたのでありますから、その點は悪しからず御了承願ひたいと思ひます。

○徳田委員 それならあとで論議をしまして……。

○小野委員長 本日はこれをもつて散會いたします。

午後零時三十七分散會

昭和二十二年十一月十二日印刷

昭和二十二年十一月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局